

建設キャリアアップシステムに必要な資格を キャタピラー教習所なら取得できます!



国土交通省は2019年4月から建設キャリアアップシステムの本格運用を開始しています!

- ◎これは35の職種(詳細は裏面参照)について、システムに登録した皆様の技能レベルをレベル1(初級技能者)からレベル4(基幹技能者)まで4段階で公式に認定するシステムです。
- ◎レベル認定は一人ひとりの就業実績や保有資格を基に全国統一基準で認定されるため、全国の現場で通用する技能レベル証明となります。
- ◎ご自身の技能レベルが明らかになることで、働く現場にかかわらず適正な評価と処遇を得られるだけでなく、就業履歴を記録して業務経験の蓄積を証明できる、さらなるレベルアップのために必要な資格が分かるなど、多くのメリットを受けることができます。
- ◎キャタピラー教習所はこのシステムへの推進に協力しており、レベル4までに必要な全183資格のうち最大41資格を取得することができます。
- ◎ご不明な点は、弊社各センターにお問い合わせください。



技能者の能力評価の対象

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能です。



知識・技能(保有資格)

- 経験(就業日数)
- マネジメント能力(登録基幹技能者講習・職長経験)

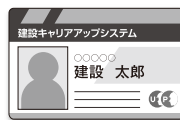
これらを
組み合わせて評価

評価基準に合わせて色分けされたカードを交付。
建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする。



レベル1

初級技能者
(見習いの技能者)



レベル2

中堅技能者
(一人前の技能者)



レベル3

職長として現場に
従事できる技能者



レベル4

高度なマネジメント
能力を有する技能者
(登録基幹技能者等)



※カードのデザイン・カラーはイメージです。

技能講習・安全教育のご用命は当社まで

労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

お問い合わせは電話またはWebで!

キャタピラー教習所

検索

お近くの教習センターへどうぞ!

☐ 北海道教習センター: 011-795-7022
☐ 青森教習センター: 017-737-3722
☐ 宮城教習センター: 0223-29-3911
☐ 埼玉教習センター: 048-572-1177
☐ 東関東教習センター: 04-7133-2126
☐ 静岡教習センター: 054-641-7010
☐ 豊橋教習所: 0532-65-5151
☐ 名古屋教習所: 0567-66-0151

☐ 新潟教習センター: 025-232-7611
☐ 北陸教習センター: 076-258-2302
☐ 茨木教習所: 072-641-1121
☐ 大阪南教習所: 0725-56-6373
☐ 和歌山教習センター: 073-455-3377
☐ 兵庫教習センター: 0794-67-2211
☐ 広島教習センター: 0829-34-3011

CCUSでは機械土工技能者、造園技能者など下記の35職種について能力評価基準を定めています。

電気工事・橋梁・造園・コンクリート圧送・防水施工・トンネル・建設塗装・左官・機械土工・海上起重・PC・鉄筋・圧接・型枠・配管・とび・切断穿孔・内装仕上・サッシ／カーテンウォール・エクステリア・建築板金・外壁仕上・ダクト・保温保冷・グラウト・冷凍空調・運動施設・基礎ぐい工事・タイル張り・道路標識／路面標示・消防施設・建築大工・硝子工事・ALC・土工

※2020年 9月現在

能力評価基準例（機械土工技能者・造園技能者・土工）

キャタピラー教習所では全職種、全レベルに求められる183種の資格のうち、最大41種の資格を取得することができます。（表示例の赤字は取得可能な資格）

建設キャリアアップシステムについてのお問い合わせ TEL.03-6386-3725



呼 称		機械土工技能者	造園技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	●登録機械土工基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	●登録造園基幹技能者 ●卓越した技能者(現代の名工) ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ■レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	5年(1075日)
	保有資格	●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)	●1級造園技能士 ●1級造園施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●下記資格のうち2つ以上 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓地山の掘削及び土止支保作業主任者技能講習 ✓不整地運搬車運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ■職長・安全衛生責任者教育 ■レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育	●2級造園技能士 ●2級造園施工管理技士 ●下記資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育 ✓高所作業車運転業務特別教育 ✓不整地運搬車運転特別教育 ✓移動式クレーン運転特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育又はチェーンソーを用いての立木伐木・かかり木処理または造材特別教育 ✓墜落制止用器具を用いて行う作業に関わる特別教育 ✓ロープ高所作業特別教育 ✓玉掛け技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
	就業日数	2年(430日)	3年(645日)
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

呼 称		土 工
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	●登録土工基幹技能者講習 ●1級土木施工管理技士 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ■レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	●下記資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ✓甲種火薬類取扱保安責任者 ✓乙種火薬類取扱保安責任者 ✓地山の掘削および土止支保作業主任者技能講習 ●下記資格のうち2つ以上 ✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧) ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート破砕機器作業主任者技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓フォークリフト運転技能講習 ■職長・安全衛生責任者教育 ■レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	■下記資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)特別教育又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習 ✓基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育 ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)特別教育 ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育 ✓足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育
	就業日数	2年(430日)
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

●印の保有資格は、いずれかの保有で可。 ■印の保有資格は必須。 ✓印の保有資格は選択。